

令和 3 年 10 月 28 日 公告

「阪急高架橋耐震対策工事-2」

設計図書(特記仕様書)の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

### 正誤表

【設計図書(特記仕様書)】

訂正箇所	誤	正
(56 ページ) 特記仕様書 別紙-1 建設副産物の処分について	本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、残土（建設発生土）の処分については夢洲基地とするが、発注者の事由により変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。	本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年 法律第 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。